

○朝霞市工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下「工事検査要領」という。）は、朝霞市（公営企業を含む。）が発注する工事並びに工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託（以下「工事」と総称する。）の検査に関し、朝霞市工事検査規則（平成元年朝霞市規則第12号。以下「規則」という。）の定めるもののほか工事検査員又は特別検査員が行う検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査員の心得)

第2条 工事検査員又は特別検査員は、請負契約等の給付の完了を確認する者としての責務を自覚し、厳正公平、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 工事検査員は、契約の適正な履行を確保するために監督員の職務との競合を避けるとともに、手直し、補修等は監督員に明確に指示し、その実行を確認しなければならない。

(工事検査員又は特別検査員が行う工事検査)

第3条 工事検査員又は特別検査員が行う工事検査の対象は、次のとおりとする。

(1) 1件の請負契約金額が500万円を超える工事

(2) 工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託

(検査の準備)

第4条 規則第8条第1項により工事主管部長が提出する工事概要書には、契約書の写し、案内図、設計図書等の写しを添付するものとする。

2 工事検査員又は特別検査員は、規則第8条第4項の規定による監督員に意見を求めるときは、設計図書等に関する質問書（工事検査要領様式第1号）により行うものとする。ただし、軽微なものについては、省略することができるものとする。

(検査の手続)

第5条 規則第9条第1項の規定による完成・出来高検査依頼書の提出にあつては、（工事・工事に係る委託業務）関係書類整備表（工事検査要領様式第

2号)を添付するものとする。

2 規則第9条第1項の規定による中間検査の依頼にあつては、別記1に定める「中間検査の取扱い」のとおりとする。

(検査の実施)

第6条 規則第10条の規定による検査の実施は、検査依頼があつた日から速やかに行わなければならない。

(検査の方法)

第7条 検査の方法は、規則第11条の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 土木工事：埼玉県土木工事検査技術基準（土木工事検査の方法）を準用する。

(2) 建築工事：埼玉県建築工事検査技術基準（建築工事検査の方法）を準用する。

(3) 工事に係る委託業務：別記2に定める「朝霞市工事に係る委託業務検査技術基準」による。

(契約に違反する場合の措置)

第8条 規則第13条第1項ただし書の規定による軽微な是正の指示及び同条第4項の監督員の確認報告は、工事軽微是正指示書兼是正完了確認書（工事検査要領様式第3号）により行うものとする。ただし、是正に要する期間が3日以内で、かつ、軽微な是正は、口頭による指示を行い監督員の確認報告によることができる。

(検査の結果報告と通知)

第9条 工事検査員又は特別検査員は、規則第14条第1項の規定による検査の結果報告（規則様式第5号）及び検査結果通知（規則様式第6号、第7号）に当たって、完成検査（工事に係る委託業務の検査を除く）については、工事成績採点表（建築工事）又は、工事成績報告書（土木工事）を添付するものとする。

2 前項の検査結果通知を受けた（中間検査を除く。）工事主管課長は、工事検査結果通知書（規則様式第6号）を請求書に添付して出納室長に送付する

とともに、工事完成（出来高）検査結果通知書（規則様式第7号）を受注者に通知しなければならない。また、工事成績報告書又は、工事成績採点表があるものについては、工事成績評定通知書（工事成績評定結果通知公表実施要領様式別記様式第1）及び同様式別表1（建築工事）又は、別表2（土木工事）を添付するものとする。

3 工事成績の評定についての取扱いは、朝霞市工事成績評定実施要領のとおりとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検査室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月3日から施行する。

別記1（要領第5条関係）

工事検査員又は特別検査員の中間検査の取り扱いについて

中間検査は、工事品質の確保、完成時において不可視部分の確認など施工途中において履行確認を行うことを主眼として下記により取り扱うことを原則とする。

1 中間検査の範囲

工事検査員又は特別検査員が行う中間検査は、完成検査時において、写真等においても施工状況が判断できないおそれのある部分について、特に必要としたものを対象とする。

2 中間検査の範囲の決定

① 当該工事の検査担当を指名された工事検査員又は特別検査員は、規則第8条第3項の書類の審査時において、監督者と中間検査についての協議を行い、中間検査の範囲を決定し、通知する。

② 中間検査の範囲の決定のための、監督者との協議にあつては、中間検査範囲決定協議書（工事検査要領様式第4号）を起票する。

3 中間検査の準備

- ① 担当監督員は、中間検査を受けるときは、受注者から提出を受け、承認した施工計画書、その他必要な資料を担当検査員に提出する。
- ② 担当検査員は、契約書、設計図書、施工計画書等に基づき検査を行うものとする。

別記2（工事検査要領第7条第1項3号関係）

朝霞市工事に係る委託業務検査技術基準 《※対象範囲は、別記3による。》

別記3

工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託の範囲の取り扱いについて朝霞市工事検査規則第1条、工事検査要領第1条の工事に係る設計、調査、測量及び監理の委託の範囲については、下記のとおり取り扱うものとする。

1 工事に係る設計

土木、建築、電気、機械の設計業務（基本設計、実施設計、詳細設計等）

2 工事に係る調査

地質調査、土質調査業務

3 工事に係る測量

用地測量業務等

4 工事に係る監理

工事監理業務

設計図書等に関する質問書

年 月 日

監督員 様

（ ） 検査員

検査の準備をするにあたり、下記事項について、監督員の見解をお伺いします。

年 月 日までにご回答ください。

質 問	回 答

上記のとおり回答します。

年 月 日

監督員

工事検査員等 → 監督員 → 工事検査員等
（工事・工事に係る委託業務用）

(工事・工事に係る委託業務) 関係書類整備表

工事名 _____

監督員 _____

区分	リスト	適用	チェック
起工	○設計図書(起工伺、設計書、設計図面等) ○現場説明書類(現説記録、質疑応答書等)		
入札	○入札関係書類(入札書、入札結果記録等) ○契約書(契約書、仕様書、設計図等)		
契約	○契約保証金預かり証又は履行保証保険証書		
前払	○前払金請求書 ○前払金保証証書		
施工準備	○現場代理人(責任者)及び主任技術者選任届・経歴書(資格等) (主任技術者は、請負1件2500万円以上、建築一式5000万円以上専任)	(委託業務の場合は、業種によって必要な資格等)	
	●監理技術者選任届・監理技術者資格者証の写し、経歴書 (下請金額の合計が3000万円以上建築一式4500万円以上専任)		
	○工事カルテの受領書写し(請負代金額500万円以上)		
	○工事(業務)工程表		
	○工事費内訳書	(委託業務の場合は、適宜)	
	○着工届		
	○施工計画書	(委託業務の場合は、適宜)	
	○施工体制確認書類 ・施工体制台帳(設計金額の合計が3000万円以上) ・施工体制図(設計金額の合計が3000万円以上) ・下請負人通知書	現場事務所に据え置く 工事関係者や公衆の見やすい場所に掲示 (委託業務の場合は、適宜)	
	●建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1件が500万円以上工事請負	
	○官公署への届け出書	(委託業務の場合は、適宜)	
施工監督 (試験、検査)	○請負者に対する指示、承諾、協議の書類	工事記録等	
	○請負者が作成した施工のための詳細図の承諾図書	(委託業務の場合は、適宜)	
	○メーカー承諾願、承諾書	(委託業務の場合は、適宜)	
	○使用材料承諾願、承諾書	(委託業務の場合は、適宜)	
	○各種試験成績書	(委託業務の場合は、適宜)	
	○材料検査書類(材料検査簿)	(委託業務の場合は、適宜)	
	○施工状況検査書類(出来形管理・品質管理データ等)	(委託業務の場合は、適宜)	
	○工事(業務)日報、工事(業務)日誌		
	○工事(業務)写真	(委託業務の場合は、適宜)	
	○納品書	(委託業務の場合は、適宜)	
安全管理	○社内検査書類	(委託業務の場合は、適宜)	
	○安全管理記録(ミーティング写真、記録他)	(委託業務の場合は、適宜)	
環境管理	○安全管理計画	(委託業務の場合は、適宜)	
	●マニフェスト(A票、B2票、D票、E票)の写し		
	●最終処分場等の許可証の写し ●建設リサイクル法に係る書類 ●残土処理に係る書類 (排出業者・運送業者・受け入れ業者の3社の契約書写し)	着工前に通知	
しゅん工	●様式第1号 高度技術・創意工夫・社会性当に関する実施状況票		
	○出来形管理図又は完成図(成果品)	(委託業務の場合は、適宜)	
	○出来形図面	(委託業務の場合は、適宜)	
	○出来形数量調書(成果品一覧表)	(委託業務の場合は、適宜)	
部分払	○しゅん工届		
	○部分払請求書		
変更	○出来高計算書、出来形図面		
	○設計変更図書(起案、設計書、設計図面等)		
	○工期延期承諾願 ○工期延期承諾書		
その他	○機器の保証書、取り扱い説明書、付属品納品書	(委託業務の場合は、適宜)	

※ ●については、工事請負のみに適用し、○については、工事及び工事に係る委託業務に適用する。

監督員 → 工事検査員等

工事軽微是正指示書兼是正完了確認書

年 月 日

監督員 様

() 検査員

（中間・出来高・完成）検査の結果、次のとおり是正が必要と認められますので、手直し工事の指示及び是正の完了を確認してください。

記

工 事 名			
検 査 日	年 月 日	完了期限	年 月 日
指示事項			

() 検査員 様

指示事項の是正完了を確認しましたので、報告します。

是 正 完 了 確 認 日	年 月 日
---------------	-------

年 月 日

監督員

工事検査員等 → 監督員 → 工事検査員等
(工事・工事に係る委託業務用)

中間検査範囲決定協議書

年 月 日

() 検査員

監督員

協 議

工 事 名		
工 期	自	至
	検 査 事 項	検査日（予定）
その他		

工事検査員等 → 監督員
(工事・工事に係る委託業務用)